



平成31(2019)年度 4月入会

学童保育クラブ2次募集

【受付期間】 2月12日(火)～15日(金)

1次募集で定員に満たなかった学童保育クラブの2次募集を行います。

空き情報など、詳しくは2月5日(火)以降に区ホームページ(トップ→くらしのガイド→子育て→学童→平成31年度4月学童保育クラブ入会案内【2次募集】)をご覧ください。

【申請方法】 必要書類を第1希望の学童保育クラブへ持参。

【必要書類】

- ▶入会申請書
- ▶監護することができない状況を証明する物(勤務証明書、仕事以外の理由の場合は診断書の写し・在学証明書の写しなど事情を証明する書類を添付した申立書)

【入会申請書配布場所】 学童保育クラブ、児童館、子育て支援窓口(区役所4階401番)

区ホームページからも取り出せます。

【結果通知】 3月上旬に通知します。私立学童保育クラブは、運営する社会福祉法人などから通知します。

【担当課】 放課後支援課 ☎5654-7613

日3月3日(日)午前10時～午後0時30分
 会新小岩学芸交

子ども食育クッキング

講座・講演会

▽児童育成手当に関するこ
 と ☎(5654)82998

▽児童手当に関するこ
 と ☎(5654)82994

【振込完了予定日】
 2月8日(金)

【担当課】 子育て支援課

児童手当・児童育成手
 当を受給している方へ

お知らせ

子育て・子ども



流館(西新小岩4・33・10)

対区内在住・在学の小学2

～6年生16人(内難力アップ寿

司、紅白ハンペンとワカメ

のお吸い物、豆腐団子のき

な粉和え費500円(往復

ハガキに「子ども食育クッ

キング新小岩・住所・氏名

(フリガナ)・学年・電話番

号を書いて、2月18日(月)必

着まで(多数抽選)。申担

〒124・855葛飾区役所生涯学

習課 ☎(5654)85112

区民大学講演会

子どもの自己肯定感を

高める子育て

「我が子に教える命の

教育」

区民大学単位認定講座。

子どもが命や自分自身を

大切にするようになるため

に必要なことを助産師がお

話します。

日3月10日(日)午前10時～正

凡例
 日日時 会場 対象 定員 内容 師講師 費用 持ち物
 保育 他その他 方申込方法 申込先 問問い合わせ先 担当課

このマークのあるものは、パソコン・携帯電話から電子申請で申し込
 んだことができます(一部、携帯電話からは申請できないものがあります)。

「全〇回」とある講座は、全ての日程に参加してください。費用の記載がない事業は、定員を超えた
 場合抽選します。ハガキファックスによる申し込みは原則1人1枚です。詳しくは区ホームページをご覧ください。

子育ての各種手当など
 をご利用ください



支給には申請が必要です。各手当には、それぞれ所得制限があります(子ども医療費助成を除く)。所得制限や申請に必要な物など、詳しくはお問い合わせください。

【担当課】 子育て支援課(区役所4階401番)
 ☎5654-8294

名称	対象	支給要件(いずれかに該当する場合)	内容	支給対象月など
児童手当	15歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方(生計中心者) 公務員の場合は勤務先で申請してください(国立大学・独立行政法人などを除く)。 児童福祉施設などに入所している児童は、施設長に児童手当が支払われます。		▷3歳未満 15,000円(月額) ▷3歳～小学生 第1・2子 10,000円(月額) 第3子以降(※) 15,000円(月額) ▷中学生 10,000円(月額) ▷所得制限以上の方 5,000円(月額) ※高校生以下(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの方)の児童から第1子として数えます。	申請月の翌月分から 出生・転入日(前住所地の転出予定日)などの翌日から15日以内に申請をすることで、出生・転入日などの翌月分から支給します。 【支払月】 2月、6月、10月
児童育成手当	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子世帯またはそれに準じる世帯の方(児童福祉施設などに入所している児童を除く)	▷父母が離婚した児童 ▷母が婚姻によらないで出生した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母が次のような状態にある児童 ・身体障害者手帳1・2級程度、その他重度の内部障害を有するとき ・精神に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にあるとき ▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	児童1人 13,500円(月額)	申請月の翌月分から 災害その他やむを得ない事由(離婚などの理由を除く)がある場合、その事由がやんだ日の翌日から起算して15日以内の申請には特例があります。 【支払月】 2月、6月、10月
障害手当	20歳未満の障害のある児童を養育している方(児童福祉施設などに入所している児童を除く)	▷愛の手帳1・2・3級程度の児童 ▷身体障害者手帳1・2級程度の児童 ▷脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童	児童1人 15,500円(月額)	
児童扶養手当	18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(心身に中度以上の障害(※)のある児童は20歳未満)の児童を養育している父・母または養育者(児童福祉施設などに入所している児童を除く) ※(例)身体障害者手帳で1・2・3級程度	▷父母が離婚した児童 ▷母が婚姻によらないで出生した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母が次のような状態にある児童 ・身体に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にあるとき(身体障害者手帳1・2級程度) ・精神に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にあるとき ▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	▷児童1人 (全部支給) 42,500円(月額) (一部支給) 42,490円～10,030円(月額) ▷児童が2人以上の場合は、次のとおり加算されます。 2人目 (全部支給) 10,040円(月額) (一部支給) 10,030円～5,020円(月額) 3人目以降1人につき (全部支給) 6,020円(月額) (一部支給) 6,010円～3,010円(月額) 一部支給の場合は、所得に応じて10円単位で手当額が決定します。	申請月の翌月分から 災害その他やむを得ない事由(離婚などの理由を除く)がある場合、その事由がやんだ日の翌日から起算して15日以内の申請には特例があります。 【平成31(2019)年度支払月】 4月、8月、11月、1月、3月
特別児童扶養手当	20歳未満の障害のある児童を養育している方(児童福祉施設などに入所している児童を除く)	▷愛の手帳1・2・3級程度の児童 ▷身体障害者手帳1・2・3級程度(下肢機能障害は4級の一部を含む)の児童 ▷上記と同程度の疾病または身体や精神の障害がある児童	児童1人 (特児等級1級) 51,700円(月額) (特児等級2級) 34,430円(月額)	申請月の翌月分から 【支払月】 4月、8月、11月
ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入し、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(心身に中度以上の障害のある児童は20歳未満)の児童を養育している方とその児童	▷父母が離婚した児童 ▷母が婚姻によらないで出生した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母が次のような状態にある児童 ・身体に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にあるとき(身体障害者手帳1・2級程度) ・精神に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にあるとき ▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	健康保険適用による自己負担分を助成(住民税課税世帯は定率1割を自己負担)	医療証の始期は交付申請をした日 災害その他やむを得ない事由(離婚などの理由を除く)がある場合は特例があります。
子ども医療費助成	健康保険に加入し、15歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童		健康保険適用による自己負担分を助成	医療証の始期は出生日・転入日 対象者となった日から3カ月以内に申請をしなかった場合は、申請日からとなります。

手当の支払日は原則10日(特別児童扶養手当は11日)です。この日が金融機関の営業日でない場合、直前の営業日となります。